

## 新潟市サービス付き高齢者向け住宅事業にかかる定期報告・立入検査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、良好な居住環境を備えたサービス付き高齢者向け住宅事業（以下、「登録事業」という。）を適切に監督するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、「法」という。）第5条第1項に規定する登録を受けた事業に対する法第24条第1項に基づく報告及び検査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 この要領の対象となる登録事業は、法第5条第1項に規定する登録を受けたものとする。

### (定期報告の実施方法)

第3条 市長は、登録事業を行う者（以下、「登録事業者」という。）又は登録事業者から登録事業に係るサービス付き高齢者向け住宅（以下、「登録住宅」という。）の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下、「登録事業者等」という。）に対し、毎年5月末までに前年度3月末時点の管理状況を「サービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書（様式第1号）」（以下、「定期報告書」という。）により報告を求めるものとする。ただし、入居開始日に達していない登録住宅については、この限りでない。

2 前項の定期報告書の提出先は、建築部住環境政策課とする。

### (立入検査の時期)

第4条 立入検査は、原則として、法第5条第1項に規定する登録を受けたとき（登録住宅が建設又は改修等の工事を行うものである場合は、当該工事が竣工したとき）及び供用開始後1年を目安に実施するものとし、以後、必要に応じて随時実施するものとする。

### (立入検査の方法)

第5条 立入検査は、現地に赴いて行うこととする。

### (立入検査事項)

第6条 立入検査事項は、別に定めるものとする。

(立入検査の実施体制)

第7条 立入検査は、原則として、建築部住環境政策課及び福祉部高齢者支援課職員（以下、「検査職員」という。）が、登録事業の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件について、それぞれの所管事項を分担して実施するものとする。

2 検査職員は、その身分を示す証明書を携帯し、登録住宅関係者に提示しなければならない。

(立入検査の通知)

第8条 立入検査の実施にあたっては、検査を行う登録住宅の登録事業者に対し、「登録住宅の立入検査について(様式第2号)」により、事前通知を行うものとする。ただし、緊急に立入検査の必要が生じた場合は、この限りでない。

(立入検査の留意事項)

第9条 検査職員は、立入検査を行うにあたり、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 公正不偏かつ懇切丁寧を旨として指導援助的な態度で実施し、努めて関係者の自発的な協力が得られるよう配慮すること。

(2) 立入検査の過程においては、直接担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう配慮し、十分意見交換を行い、一方的判断を押し付けることのないように留意すること。

(3) 登録住宅への立入検査は、登録住宅入居者の日常生活及び登録事業職員の通常業務を妨げないよう努める。

(4) 登録住宅への立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

(5) 立入検査の結果、問題点を認めたときは、できるだけその発生原因の究明を行

うよう努めること。

(立入検査の結果通知)

第10条 立入検査の結果、概ね適正であると認められるときは、「登録事業の立入検査結果について(通知)(様式第3号)」により、是正すべき事項があった場合は、「是正指示通知書(様式第4号)」により登録事業者あてに通知する。

(改善報告及び確認)

第11条 前条の通知により、是正すべき事項があった場合は、登録事業者は速やかに文書にて改善方針若しくは改善状況の報告を提出するものとする。

2 前項により改善方針を提出した場合は、改善後速やかに改善状況の報告を提出するものとする。

3 市長は、必要に応じてその改善状況を確認するため、立入検査を行うものとする。

4 前条の是正指示通知書により指示した事項について、是正又は改善がなされないときは、法第26条に基づく登録の取消しなどの必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年6月26日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。